

令和2年6月25日

川西市議会議長

秋 田 修 一 様

建設公企常任委員長

大矢根 秀 明

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和2年6月18日）

1. 議案第44号 川西市病院事業の設置等に関する条例及び川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、市民の健康を守り、安全で質の高い医療を継続的に提供するため、老朽化した病院の移転及び建替えを行うに当たり、施設名称の変更などを行うほか、建替え後の市立総合医療センターの利用者に対し、キセラ川西プラザの駐車場使用料を減免するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 本案では、これまで条例で規定し、変更する場合には議会の議決を要した診療科目が規則に委任されることとしているが、変更しやすくなることで、これまで市立川西病院で着実に取り組んできた不採算分野の医療が新病院では安易に切り捨てられるのではと危惧される。これに対する市の考え方を伺いたい。

答 今後、新病院の診療科目を決定していくに当たっては、近隣病院の状況を勘案するほか、医師確保が大学医局の人事に左右されやすいため、臨機応変に対応できるように今回の改正に至っているが、不採算とされる政策医療の取り組みについても本改正で、「小児、周産期、救急等の政策医療を確実に実施し」と明確に定めることから、公立病院としての役割は十分果たせるものと考えている。

問 近年の医療の専門化と細分化が進む状況に臨機応変に対応したいという市の考え方は一定理解するものの、指定管理者による運営であるだけに、議会が診療科目の変更をチェックできなくなることを危惧するが、今後議会に対してはどのように報告する方針なのか伺いたい。

答 本案は、県との間で新病院の開設許可申請に関する事前協議を今夏に控えるため今期定例会に提出したが、施行日は新病院の開設時期の2年後となることから、医師確保等の状況により弾力的な運用が可能となる内容で改正しようとするものである。

ただし、当然市として議会への説明の必要性は十分認識していることから、診療科目を変更する必要が生じた場合は、軽微な名称変更等を除き議会へ事前に情報提供や協議を行う考えである。

問 議案質疑資料によると、駐車場4カ所の借上料が年間6595万3800円に及んでいるが、借り上げが将来にわたって継続することを考慮し、当該土地を買い取る考

えについて伺いたい。

答 新病院の設置にかかわらずキセラ川西の整備段階から長期に及ぶことは想定されていたため、市としては購入するほうがメリットがあるという認識であるが、所有者が買い取りではなく賃貸契約を希望している状況である。今後も毎年契約を更改する際に、土地の買い取りについて市の意向は伝えていく考えである。

問 新病院では当初より専用の駐車場を設けず、キセラ川西内の駐車場を活用することで駐車台数を賄うといった考え方で進んできた。しかし、病院が存続する限り土地の借上料が必要となる状況も考えあわせると、病院の駐車場を新たに設けるほうが得策であると考えているが、市の見解を伺いたい。

答 新病院の利用者がどのようにキセラ川西内の駐車場を利用するのか現状では定かでないが、大規模集客施設の駐車場については、市と事業者の双方に利益が望める状況になれば相互利用について交渉が可能であると考えている。しかし、それでもなお駐車場が不足するような状況になれば、来院者の駐車場利用の状況を注視しつつ、別の方策を検討していく必要があると考えている。

特記事項

配付資料あり（川西市病院事業の設置等に関する条例施行規則（案・一部抜粋））

議案質疑資料あり（川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例内に規定する駐車場の配置地図及びそれぞれの面積、市所有・借上げ別、借上げ額の詳細について）

審査結果 原案可決（賛成多数）

2. 議案第45号 川西市病院事業の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、国の「保険医療機関及び保険医療費担当規則」の改正に伴い、本市の病院事業における初診時選定療養費を引き上げるとともに、再診時選定療養費を新設するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 本案は国の制度改正に伴って、初診時選定療養費が2000円から5000円にまで引き上げられることとなるが、現在のコロナ禍により市民が置かれている状況に鑑みて、引き上げの延期や減免などの対応ができないか伺いたい。

答 今回の改定は、本年4月1日より義務化されているが、公立病院については議決を要することから経過措置が6カ月間設けられており10月1日から実施するものである。市としては市立川西病院が保険医療機関である以上、施行日は厳守せざるを得

ないと考えている。

答 コロナ禍を国が制度として考慮するのであれば当然自治体として対応していくが、この改定について自治体には裁量がなく、経過措置期間を守らずに自治体が積極的に措置を講じていく性格のものではないと認識している。

問 本案の初診時選定療養費の金額設定の詳細について伺いたい。

答 金額設定については、国において一定規模以上の医療機関の初診に対して5000円以上の徴収が義務化されたものであり、本市においては最低料金となる税込5000円に設定する考えである。

問 議案質疑資料では、本改正による影響人数が令和元年度実績に基づき2539人と示されているが、今回の改定をどのように周知する考えなのか伺いたい。

答 事前の周知については、本案の議決後、速やかに市立川西病院のホームページへ掲載するとともに、病院の正面玄関や受付付近に張り紙を掲示する予定としているほか、外来患者に渡すファイルの中に案内を明示するなどの取り組みも病院側と協議しているところである。

問 国の制度改正の背景には総合病院と地域のかかりつけ医の役割分担の推進があり、それが望ましい姿であることは理解するが、本市では医療機関の偏在等により地域によってはそれが難しいと考える。これに対する市の見解を伺いたい。

答 今回の改定は国の方針である病診分離の概念が土台となっており、医療機関の機能分担は推進すべきというのが市の立場である。確かに、市立病院の移転に際しては、南部に比べて北部は開業医が少ないというところから議論がスタートしているが、病診分離を推進することは可能であると考えており、患者の負担が少ない形で医療機関を利用していただけるよう案内していく考えである。

特記事項

議案質疑資料あり（改定による影響人数、影響額についてほか）

審査結果 原案可決（賛成多数）